



許可番号 00841119957

産業廃棄物処分業許可証

住所 茨城県笠間市福田165番1
 氏名 一般財団法人 茨城県環境保全事業団
 理事長 赤林 泰寛
 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項
 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日 平成27年9月25日
 許可の有効年月日 平成32年7月19日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）

中間処分

焼却：燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を除き、水銀含有ばいじん等を含む。）、
 廃油（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含み、
 水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車
 等破砕物を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車
 等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、鉋さい（水銀含有ばいじん等
 を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。） 以上14種類
 破砕：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、
 ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石
 綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上7種類

最終処分

管理型最終処分場：燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を除き、水銀含有ばいじ
 ん等を含む。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、
 紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、ガラスく
 ず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物を
 除く。）、鉋さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばい
 じん（水銀含有ばいじん等を含む。） 以上12種類

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可
 番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別記1のとおり。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成17年7月20日	新規許可	平成26年4月22日	変更届（名称の変更）
平成18年8月4日	変更届（代表者の変更）	平成27年9月25日	更新許可
平成22年7月1日	変更届（代表者の変更）	平成30年7月19日	変更届（代表者の変更）
平成22年7月20日	更新許可		以下余白
平成23年7月8日	変更届（代表者の変更）		

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無

この許可証には「すしか」等の

別記1

事業の用に供する施設の所在地，処理施設，保管施設及び最終処分場の概要

茨城県笠間市福田字貉ヶ入148番地の1 外45筆

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
焼却施設	汚泥 9.5t/日(24時間)×2炉 廃油 4.5t/日(24時間)×2炉 廃プラスチック類 44.0t/日(24時間)×2炉 その他の産業廃棄物 72.5t/日(24時間)×2炉	燃え殻，汚泥，廃油，廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。)，紙くず，木くず，繊維くず，動植物性残さ，ゴムくず，金属くず(自動車等破砕物を含む。)，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。)，鋳さい，がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)，ばいじん 以上14種類	平成17年7月19日 平成14年9月17日 1-1-0078
破砕施設	廃プラスチック類 80.0t/日(8時間) 木くず 120.0t/日(8時間)	廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)，紙くず，木くず，繊維くず，ゴムくず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上7種類	平成17年7月19日 平成14年9月17日 1-1-0077

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
管理型最終処分場	埋立面積 97,700 m ² 埋立容量 2,400,000 m ³	燃え殻，汚泥，廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)，紙くず，木くず，繊維くず，ゴムくず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)，鋳さい，がれき類，ばいじん 以上12種類	平成17年7月19日 平成14年9月17日 1-2-19